

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容が変更になる場合があります。

## 4月1日 尾島体育館がオープン

スポーツを通じて健康増進を図るためにご利用ください。

**利用時間** 午前9時～午後9時30分

**場所** 亀岡町651-1

**利用内容** バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン6面、卓球(バドミントンコート1面に2台まで設置可)

**利用方法** 電話または公共予約システム(e-Pares)に登録してパソコンやスマートフォンから予約

**料金** 右表のとおり

予約はこちら▶



スポーツ施設管理課 ☎ 0276-57-2222



部分使用(1時間)

| 種 目          | 使用料  | 照明料  | 計     |
|--------------|------|------|-------|
| バスケットボール(全面) | 800円 | 400円 | 1200円 |
| バレーボール(1／2面) | 600円 | 300円 | 900円  |
| バドミントン(1／6面) | 200円 | 100円 | 300円  |
| 卓球(1台)       | 100円 | 50円  | 150円  |

専用利用(全面)料金は使用料1200円、照明料600円です。  
市外料金は規定の1.5倍です。

### まち・ひと・しごと

#### 新年度予算概要を動画配信

地域総務課 ☎ 0276-47-1923

新型コロナウイルスの感染リスクを考慮して、本年は「新年度予算のあらまし地区懇談会」を中止します。新年度予算概要の説明を動画で配信するのでご覧ください。

#### 閲覧方法

●3月17日(水)から右の2次元コードを読み取って動画配信サイトで閲覧



▲動画配信サイト

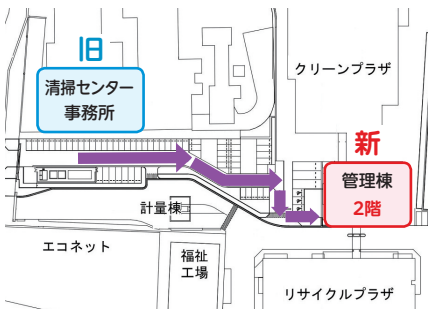
●3月17日～31日(水)に各行政センター館内で放映(土・日曜日を除く)  
※藪塚本町行政センターは藪塚本町中央公民館で放映します。

### お知らせ

#### 3月29日から 清掃事業課事務所が 移転します

清掃事業課 ☎ 0276-31-8153

清掃事業課事務所はリサイクルプラザ管理棟(2階)に移転します。



#### 4月1日から 自動車臨時運行許可申請書 (仮ナンバー)の様式が変更

市民課 ☎ 0276-47-1937

#### 変更点

- 全国統一様式で押印が不要になる
- 番号標受領者の記入と本人確認が必要になる

#### 4月1日から ユーランド新田休館日の変更

新田福祉総合センター  
☎ 0276-57-4126

**休館日** 木曜日(祝日の場合は翌日)

#### 金婚・ダイヤモンド婚 祝記念式典を開催します

長寿あんしん課 ☎ 0276-47-1829

**日時** 6月12日(土) 午前9時30分～正午  
**会場** 市民会館

**内容** 結婚50年(金婚)、結婚60年(ダイヤモンド婚)を迎えた市内に在住の夫婦を祝福する

**対象** 金婚＝昭和46年に結婚した夫婦  
ダイヤモンド婚＝昭和36年に結婚した夫婦

※いずれもそれ以前に結婚し、慶祝を受けていない夫婦を含みます。

**申し込み** 4月20日(火)までに電話で、長寿あんしん課へ

※申込者には5月中旬に招待状を郵送します。



#### 市営住宅新規入居者を 募集しています

県住宅供給公社太田支所  
☎ 0276-30-2011

随時、申し込みを受け付けています。また、4月1日から新たに次の市営住宅で単身者の入居が可能となります。

富沢、牛沢、葦川東、葦川南、岩松、新田木崎

**家賃** 所得により算定

※所得制限があります。

### ご協力ください

#### 山火事に注意

農業政策課 ☎ 0276-20-9714

春は空気が乾燥し、山火事が発生しやすい季節です。たき火やたばこなど、火の不始末が原因となります。火の始末には十分気を付けましょう。

#### たまった枯れ葉や草は 定期的な清掃を

農村整備課 ☎ 0276-20-9713

農業用水路にたまると、田畑に水が干らない、排水ができない他、害虫や火災の発生、ごみの不法投棄などの原因になります。定期的な清掃をお願いします。

### 健康福祉

#### 避難行動要支援者制度 の登録

社会支援課 ☎ 0276-47-1827

災害時に自力で避難することが大変な人が、地域での助け合いにより安全に避難するための制度です。登録情報は避難支援関係者に伝えられ、災害が起こる可能性が高まった際の支援などに活用されます。

登録を希望する人は社会支援課まで問い合わせください。

#### 対象者

- ①ひとり暮らしの高齢者
- ②介護保険制度における要介護認定が3～5の人
- ③身体障害者手帳を有し障がいの程度が1級または2級の人
- ④療育手帳を有し障がいの程度がA判定の人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳を有し障がいの程度が1級の人
- ⑥上記以外で災害時に自力避難が困難な人

※施設入所者は対象外です。

※登録済みの人は手続き不要です。

#### 4月1日から 福祉医療費助成制度の 児童年齢を拡大します

医療年金課 ☎ 0276-47-1940

児童の健康管理の向上と保護者の経済的負担の軽減を図るため、児童対象年齢を18歳(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に拡大します。

対象者(平成15年4月2日～18年4月1日生まれ)には申請書を送付しています。未提出の人は4月30日(金)までに返送ください。

※申請書のない人は問い合わせください。

### 税金

#### 市県民税の特別徴収の 異動届はお早めに

市民税課 ☎ 0276-47-1818

特別徴収されている給与所得者が退職・休職・転勤などの異動で特別徴収が継続できなくなるときは、早めに異動届を提出ください。新年度に特別徴収の予定者が異動する場合、4月下旬までに届け出がないと新年度の特別徴収の対象者として決定され、5月中旬に通知が送付されます。

### 新型コロナウイルス感染症 相談窓口

#### 発熱などの受診相談

県受診・相談コールセンター  
☎ 0570-082-820  
(24時間対応)

聴覚に障がいがある人や  
電話での相談が難しい場合  
県保健予防課  
☎ 027-223-7950

健康づくり課 ☎ 0276-46-5115

スマートフォンやタブレットの無料アプリ「マチイロ」で「広報おた」を配信しています。



マチイロ

右の2次元コードからアプリをダウンロードしてご覧ください。

